**被災住宅用地申告書**

　　　　年　　月　　日

（あて先）

羽島市長

（申告者）住所又は所在地　　〒

氏名又は名称　　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

電話　（　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被災年度の納税義務者 | 住所 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 氏名 | □申告者本人 |
| 通知書番号 | （　　　年度） |
| 納税義務者と申告者との関係 | * 相続人
* 三親等内の親族
* 合併・分割により被災住宅用地を承継した法人
* 被災年の翌年１月２日から翌々年１月１日までに被災住宅用地を取得した者（Ａ）
* その他　上記（Ａ）の相続人
* その他　上記（Ａ）の三親等内の親族
 |
| 所有権移転月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所有権移転原因 | 　□相続　□贈与　□売買　□その他（　　　　　） |
| 被災住宅用地の所在地及び地積 | 所在地 | 羽島市 | 　　　．　　㎡ |
| 滅失又は損壊した家屋 | 納税義務者 | □申告者本人 |
| 家屋番号 |  |
| 家屋が滅失・損壊した原因となった災害 |  | 発生日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 住宅用地として使用することのできない理由 | 　□　経済的事情により、住宅再建に時間がかかる　□　がれき等の処理に時間がかかり、物理的に使用できない　　□　権利関係の調整に時間がかかる　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　　考 | 添付書類　□罹災証明書 |

羽島市税条例第７３条の２の規定に基づき、下記のとおり申告します。

・この申告書は、被災年度に住宅用地の特例を受けていた土地において、震災等の影響によって当該土地上の家屋が滅失又は損壊し、やむを得ない事情で住宅用地として使用できない場合に、当該土地の固定資産税・都市計画税について、引き続き住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。

・申告に基づき、被災年度の翌年度及び翌々年度の最長２年間、当該土地を引き続き住宅用地として取り扱います。

・この特例の適用年度内に被災住宅用地を事業用地にするなど、住宅用地としての利用状況に変更があった場合は、この特例の適用が外れることとなります。

・罹災証明書の判定が「損害なし」または「一部損壊」の場合は、この特例の適用には該当しません。

・申告者が被災年度の納税義務者と異なる場合は、申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。

・申告書は、被災年の翌年又は翌々年の１月３１日までに税務課資産税係へ提出してください。

※「被災年度」とは、震災等の発生した日の属する年（被災年）の１月１日を賦課期日とする年度をいいます。

※「被災住宅用地」とは、震災等により滅失・損壊した住宅の敷地で、被災年度において住宅用地の課税標準の特例の適用を受けていた土地をいいます。

【提出先・問い合わせ先】

羽島市役所　市民部税務課資産税係

〒501-6292　岐阜県羽島市竹鼻町55番地

本庁舎２階４番窓口

TEL：058-392-1111（内線2234・2235）

FAX：058-394-0025

Ｅ-mail：zeimu@city.hashima.lg.jp